

監査公表

令和元年度に実施した監査の結果を公表します。

大村市監査委員 高木邦彦
大村市監査委員 山口弘宣

◎財務事務監査

実施期間 令和元年9月9日～令和2年2月19日

監査方法 関係書類および帳簿を抽出審査し、必要に応じて関係職員から事情を聴取して実施。

・指摘事項

▼措置内容の順に掲載

収入事務

・公の施設の使用料を減免する使用許可において決裁区分が適正でないものがある。

・使用料および占用料を免除するとした使用許可において決裁区分が適正でないものがある。

▼適正な決裁区分による決裁を受けた。今後は適正に処理する。

支出事務

・会議出席負担金に係る支出負担行為決議書の決裁を省略し、決裁を受けていないものがある。

▼決裁を受けた。今後は適正に処理する。

契約事務

・大村市病児保育事業委託において、契約の準備に係る決裁は受け取ったものの、契約締結同兼支出負担行為決議書の決裁を受けることなく、契約を締結している。

▼決裁を受けた。今後は適正に処理する。

・大村市駅前駐車場機器保守点検業務委託において、市長の承認を受けずに受注者ではない第三者が点検業務を実施している。

▼今後は適正に手続を行う。
・履行期間が重複し、業務委託箇所および請負業者が同一である業務を分割発注している。

▼今後は業務内容を十分に精査し、競争入札を原則として適正な契約事務を行う。
・発注時期、施工場所および施工時期が近接し、請負業者が同一である一括発注が可能な工事または業務を分割発注している。

補助金等交付事務

・大村市精神障害者家族会運営費補助金の交付決定通知書に誤った要綱名を記載している。

▼今後は不備がないように確認する。

・大村市すくすく保育支援事業補助金交付事務において、交付申請時に提出された収支予算書に記載された経費の配分と相違している収支決算書を添付した実績報告書を受け付けている。

▼今後は、申請者に対し要綱の内容について説明および指導を行い、適正に処理する。

・大村市商工観光振興事業費補助金交付事務において、予算額に対し、各目の金額ごとに10分の2に相当する額を超えて増減した額が記載されている収支決算書が添付された実績報告書を受け付け、交付金額を確定している。

▼今後は要綱に基づき適正に処理する。

・大村市障害児家庭の子育て支援事業補助金交付事務において、要綱に定める資格がない職員に対する人件費を交付対象としている。

▼要綱に定める資格を有する職員に対する人件費を交付対象として決定した。今後は申請者に要綱の内容の説明および指導を行い、適正に処理する。

その他の事務

・道路占用許可書が規則に定められた様式と異なっている。

▼今後は適正に処理する。

「監査の結果および意見」

おおむね適正に行われていたものの一部において不適正な事務処理および改善を要する事項が見受けられた。引き続き根拠法令の順守による適正な事務の遂行並びに各種業務に係る手引、ガイドラインなどの活用により更なる事務の合理化および効率化を図りたい。なお、専決事項の規定または決裁が省略可能となる規定を誤って適用するなどして、専決者の決裁を受けていないものが散見された。決裁の重要性を認識され、適正に行われたい。また、補助金等交付事務においては、提出書類の内容確認並びに補助の対象および交付の条件の認識が不十分のまま、交付決定または交付確定を行っているものが見受けられた。法令などに従い、補助金が公正かつ効率的に使用されるように努められたい。

◎財政援助団体等監査

実施期間 令和元年10月4日～11月29日

対象団体 公益社団法人大村市シルバー人材センター

監査方法

市が平成30年度および令和元年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行が定款、規程などに基づき適正に行われているか、市から指定管理者として指定を受けた公の施設が関係法令、協定などに基づき適切に管理運営されているかなどについて関係書類の調査を行い、事情を聴取するなどして監査を実施した。

「監査結果」

市から交付された補助金については、出納その他の事務については、定款、規程などに基づきおおむね適正に執行されていることが認められた。また、大村市勤労者センターの管理運営に係る出納その他の事務についても関係法令、協定などに基づきおおむね適正に執行されていることが認められた。

◎工事監査

実施期間 令和2年1月6日～令和2年2月17日

●新工業団地付近導配水管敷設工事

・契約金額 68,288,000円

・請負業者 一設備工業株式会社

・担当課 水道工務課

●沖田町雨水管布設工事(その2)

・契約金額 90,651,000円

・請負業者 株式会社双葉建設

・担当課 下水道工務課

監査方法

公益社団法人大阪技術振興協会へ業務委託し、書類審査および現場調査を実施した。

「監査結果」

両工事とも工事関係書類は、請負業者の工事関係書類も含めて、工事の進捗に合わせ適切に整理されており、現場の施工状況についても良好である。

新工業団地付近導配水管敷設工事については、新工業団地へ工業用水と水道水を供給するための工事で、新工業団地へ企業を誘致する際に必要なインフラ整備と考えられる。

沖田町雨水管布設工事(その2)については、近年、宅地開発が進んでおり、人口が増加している沖田町において、局地的な大雨や宅地開発による雨水流出量の増加に伴い、浸水被害が想定されることに対して、雨水排水路を整備することで浸水被害を防止しようとするものである。

※紙面の都合により要約内容を掲載しています。全文は、市ホームページで閲覧できます。

◎財務事務監査 工事

◎財政援助団体等

監査

